

通達区分	例規通達
有効期間	30年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本交企第257号
令和7年3月18日
宮城県警察本部長

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則運用要綱の一部改正について(通達)
宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則(平成19年宮城県公安委員会規則第16号。以下「規則」という。)の運用については、「宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則運用要綱の一部改正について(通達)」(令和6年12月6日付け宮本交企第1245号)により運用してきたところであるが、この度、別添のとおり宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則運用要綱の一部を改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の概要

- (1) 規則が改正され、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第15号に規定する特定小型原動機付自転車運転者講習及び同項第16号に規定する自転車運転者講習において、規則第2条中の宮城県飲酒運転根絶に関する条例(平成19年宮城県条例第86号)第10条第1項の規定に基づく飲酒運転の再発防止のための教育(以下再発防止教育という。)を行うこととしたことに伴い、所用の整理を行った。
- (2) 特定小型原動機付自転車運転者講習及び自転車運転者講習を受講しない飲酒運転違反者に対する再発防止教育は、交通部交通企画課長が、飲酒運転再発防止のための資料を送付して行うこととした。
- (3) 文言の修正その他の所要の整備を行った。

2 施行期日

令和7年4月1日

別添

宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則（平成19年宮城県公安委員会規則第16号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 飲酒運転の再発防止のための措置

1 再発防止教育

規則第2条に規定する宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う飲酒運転の再発防止に必要な教育は、飲酒運転の危険性及び悪質性を理解させるため、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第2号の規定に基づく講習、同項第3号の規定に基づく講習（免許の保留等の期間が40日未満の者を対象とする講習を除く。以下「停止処分者講習」という。）、同項第15号の規定に基づく講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）又は同項第16号の規定に基づく講習（以下「自転車運転者講習」という。）を受講する者のうち、規則第2条に規定する飲酒運転違反者（以下「飲酒運転違反者」という。）に対し、学級を編成して行うものとする。

2 停止処分者講習等を受講しない飲酒運転違反者に対する指導

- (1) 停止処分者講習を受講しない飲酒運転違反者に対する指導は、交通部運転免許課長が、飲酒運転再発防止のための資料を送付して行うものとする。
- (2) 基準に該当しないため特定小型原動機付自転車運転者講習又は自転車運転者講習を受講しない飲酒運転違反者に対する指導は、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）が、飲酒運転再発防止のための資料を送付して行うものとする。

3 対象外飲酒運転違反者に対する指導

- (1) 交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、対象外飲酒運転違反者（宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年宮城県条例第86号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する飲酒運転を行った者で、飲酒運転違反者に該当せず、別に定める酒気帯び運転警告実施報告書による警告を受けた者をいう。以下同じ。）が、当該警告を受けた日から過去1年以内に同様の警告を1回以上受けている場合は、当該対象外飲酒運転違反者の住居地を管轄する警察署長にその旨を通報するものとする。
- (2) 前記(1)の規定による通報を受けた警察署長は、対象外飲酒運転違反者又はその家族に対し、出頭を求め、又は訪問するなどして飲酒運転の再発防止に必要な指導を行うものとする。

第3 市町村長等に対する情報の提供

1 情報の提供方法等

(1) 情報の通報

宮城県警察機動警ら隊長、宮城県警察交通機動隊長、宮城県警察高速道路交

通警察隊長及び警察署長（以下「署長」という。）は、飲酒運転違反者（交通事故に係るものを含む。以下同じ。）を逮捕し、又は飲酒運転違反者の事件を送致した場合は、飲酒運転違反者検挙票（別記様式第1号。以下「検挙票」という。）を作成して速やかに交通指導課長に送付する。送付を受けた交通指導課長はその写しを交通企画課長に送付するものとする。

(2) 情報の提供

ア 市町村長に対する情報の提供

規則第3条第1項第1号及び同項第2号に規定する情報の提供は、交通企画課長が、検挙票の写しの受領後、速やかに規則別記様式第1号及び規則別記様式第2号の書面を作成し、市町村長（仙台市にあっては、仙台市区の設置等に関する条例（昭和63年仙台市条例第118号）第2条第1項に規定する区の長を含む。以下同じ。）に対し、規則別記様式第1号にあっては交通事故発生地を管轄する署長を、規則別記様式第2号にあっては飲酒運転違反者の居住地を管轄する署長を経由して交付することにより行うものとする。この場合、警察署に勤務する警部補以上の幹部が直接交付するとともに市町村における飲酒運転の再発防止の措置の推進を要請するものとする。ただし、情報の提供先となる市町村長が同一となる場合には、規則別記様式第2号の書面の交付を省略することができる。

イ 事業者等及び事業者団体に対する情報の提供

(ア) 情報提供の対象となる従業員

規則第4条及び規則第5条に規定する情報の提供の対象となる従業員は、正規雇用、臨時雇用、契約社員等の雇用形態を問わず、条例第2条第3号に規定する事業者等において、その業務に従事する者であって、飲酒運転違反者となったものとする。

(イ) 事業者等及び事業者団体に対する情報の提供

規則第4条に規定する情報の提供にあっては交通企画課長が規則別記様式第3号の書面を作成して事業者等に、規則第5条に規定する情報の提供にあっては交通企画課長が規則別記様式第4号の書面を作成して事業者団体にそれぞれ交付して行うものとする。この場合の交付の方法は、直接交付する方法のほか、郵送又は電子メールで交付する方法により行うことができる。

(3) 書面の記載要領

規則別記様式第1号及び規則別記様式第2号の書面の作成に当たっては、個人情報に配慮し、特定の個人が識別されないことがないように留意すること。また、「飲酒の状況」の欄については、捜査上支障のない範囲内で具体的に記載すること。

2 記録・保管

署長は、規則第3条第1項第1号及び同項第2号に規定する情報の提供を行った状況を飲酒運転違反者情報提供一覧表（別記様式第2号）に記録し、規則別記様式第1号及び規則別記様式第2号の書面の写しとともに、作成した日の属する

年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。

第4 飲酒運転根絶活動推進委員等

1 推進委員の推薦及び委嘱の手續

- (1) 規則第6条の規定による飲酒運転根絶活動推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦は、当該警察署の管轄区域内（以下「管内」という。）に居住又は勤務する者の中から、別に通知した人数の範囲内で、飲酒運転根絶活動推進委員推薦報告書（別記様式第3号）により交通企画課長を経由して行うものとする。
- (2) 推進委員の委嘱は、委嘱状（別記様式第4号）、飲酒運転根絶活動推進委員証（別記様式第5号。以下「推進委員証」という。）及び飲酒運転根絶活動推進委員腕章（別記様式第6号。以下「推進委員腕章」という。）を交付して行うものとする。
- (3) 署長は、推進委員が辞職したとき、又は解嘱されたときは、推進委員証及び推進委員腕章の返納を受け、これを保管するものとする。

2 推進委員に対する指導

署長は、委嘱の時その他必要に応じて、次に掲げる事項を推進委員に指導するものとする。

- (1) 推進委員として活動する際は、推進委員腕章を着装するとともに推進委員証を携帯し、提示を求められたときはこれを提示すること。
- (2) 地域住民の意見及び要望を十分に尊重するよう努めること。
- (3) 関係者の正当な権利及び自由を侵害することのないように留意すること。
- (4) 自治体、関係機関・団体と連携した効果的な広報活動等に努めること。
- (5) 相談及び助言の内容については、その秘密を厳守すること。

3 推進委員及び協議会の周知

署長は、推進委員及び地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）の円滑かつ効果的な活動を促進するため、その周知に努めるものとする。

4 相談の受理等及び意見の申出に対する措置

- (1) 署長は、推進委員が規則第7条第2号に規定する相談を受理した場合は、地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会相談受理票（別記様式第7号）の作成を求め、当該受理票の引継ぎを受けるとともに、必要な指導及び対応を行うものとする。
- (2) 署長は、協議会から規則第12条第2号の規定による意見の申出を受けたときは、当該意見を管内での飲酒運転根絶施策に反映するよう検討するものとする。

5 活動の記録及び報告

- (1) 署長は、推進委員及び協議会の活動状況を地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会活動記録簿（別記様式第8号）に記録しておくものとする。
- (2) 署長は、推進委員の月ごとの活動状況を飲酒運転根絶活動推進委員活動状況報告書（別記様式第9号）により翌月の10日までに交通企画課長に報告するものとする。

6 推進委員の解嘱等

- (1) 署長は、管内の推進委員が飲酒運転行為やそのほう助行為等刑罰法令に触れるような行為又は推進委員としてふさわしくない反社会的若しくは反道徳的な行為を認めたときは、当該推進委員の解嘱を上申するものとする。
- (2) 前記(1)の規定による解嘱の上申は、飲酒運転根絶活動推進委員解嘱上申書(別記様式第10号)により交通企画課長を経由して行うものとする。
- (3) 解嘱の通知は、解嘱通知書(別記様式第11号)を交付して行うものとする。
- (4) 署長は、管内の推進委員から任期途中で辞職の申出があったときは、当該推進委員の辞職承認を上申するものとする。
- (5) 前記(4)の規定による辞職承認の上申は、飲酒運転根絶活動推進委員辞職承認上申書(別記様式第12号)により交通企画課長を経由して行うものとする。
- (6) 辞職承認の通知は、辞職承認通知書(別記様式第13号)を交付して行うものとする。

第5 公安委員会に対する報告

交通企画課長は、条例に基づく飲酒運転の再発防止のための措置、情報の提供状況及び推進委員の活動状況について、半期ごとに公安委員会に報告するものとする。

第6 飲酒運転根絶の日等における取組

交通企画課長及び署長は、条例第12条に規定する飲酒運転根絶の日(5月22日)及び飲酒運転根絶運動の日(毎月22日)においては、知事、市町村長及び関係機関・団体と連携して、飲酒運転のない安全で平穏な県民生活の実現を図るために必要な施策を実施するものとする。

別記様式第 2 号

飲酒運転違反者情報提供一覧表（ 年度）

No.

番号	文書番号	種別	交付先 市町村	受領年月日	交付年月日	警察署 交付者	市町村 受領者
例	官公委(交企)第〇号	事故 違反	●●市	令和●年●月●日	令和●年●月●日	●●	●●
1		事故 違反					
2		事故 違反					
3		事故 違反					
4		事故 違反					
5		事故 違反					
6		事故 違反					
7		事故 違反					
8		事故 違反					
9		事故 違反					
10		事故 違反					

注1 本様式は、規則第3条第1項第1号及び第2号に規定する情報提供の書面を交付した都度記載するものとする。

2 種別欄は、交通事故又は交通違反の別について、該当する項目に○を付すこと。

3 受領年月日欄は交通企画課長から書面を受領した年月日を、交付年月日欄は該当する市町村へ書面を交付した年月日を記載すること。

4 警察署交付者欄は書面を交付した警察署幹部を、市町村受領者欄は書面を受領した市町村の担当者を記載すること。

飲酒運転根絶活動推進委員推薦報告書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長

被推薦者	本 籍			
	住 所	電話 ()		
	ふりがな 氏 名	男	年 月 日生	(歳)
		女		
職 業		勤務先		
経 歴 等	家族の状況			
	経 歴			
	ボランティア 活 動 歴			
	表 彰 歴			
	健 康 状 態			
	運転免許関係	免許種別	交付公安委員会	免 許 番 号
推薦理由	警察署長意見			

委 嘱 状

殿

宮城県飲酒運転根絶に関する条例第13条第1項の規定
により飲酒運転根絶活動推進委員に委嘱します

任期 年 月 日から
年 月 日まで

年 月 日

宮城県公安委員会

印

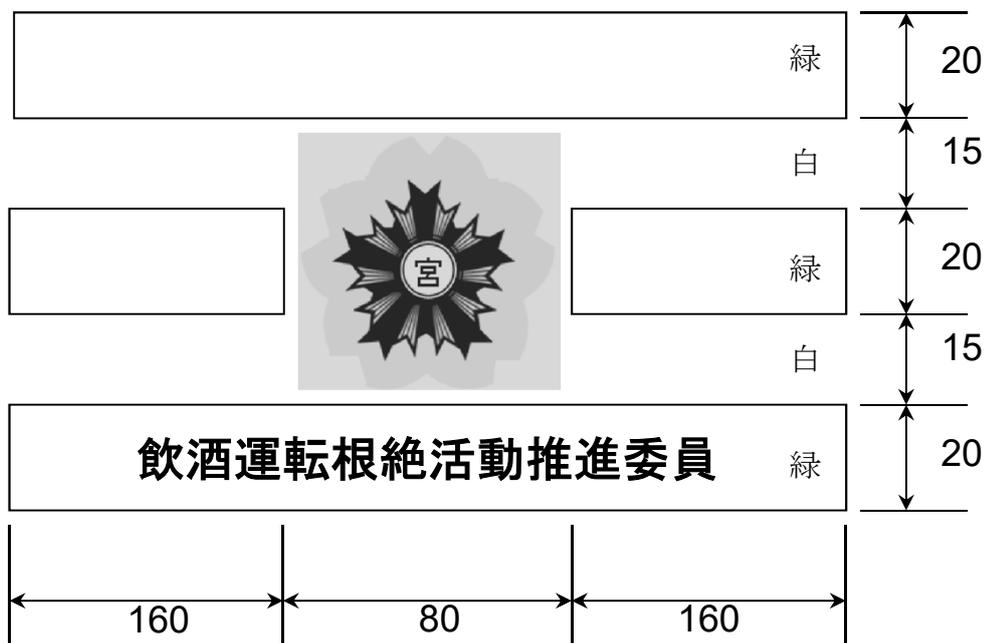
別記様式第5号

53	No.	
	写真	飲酒運転根絶活動推進委員証
	氏名	年 月 日生
		(推進協議会)
	年 月 日	
	宮城県公安委員会	印
	85	

注 数字の単位は、ミリメートル

別記様式第6号

飲酒運転根絶活動推進委員腕章



- 注1 文字は、赤
- 2 記章は、黄色地に黒
- 3 数字の単位は、ミリメートル

別記様式第7号

地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会相談受理票

		番 号	
受 理 欄			
受理日時	年	月	日 時 分頃
受 理 者	協議会名 () 推進委員氏名 ()		
相 談 者	住所 職業 生年月日	氏名 年 月 日	性別 () 電話番号
相談要旨			
措 置 (助言内容)			結 果
引 継 欄			
引継日時	年	月	日 時 分
引 継 者	警察署 係・氏名		
措 置			
結 果			

- 注1 本票は、推進委員から引継ぎを受けた相談事案ごとに作成すること。
 2 受理欄の各項目については、相談を受けた推進委員本人に直接記載を求めること。
 3 本票は、引継ぎ時及び措置・結果時に署長まで報告し、決裁を受けること。
 4 本票は、番号欄に年度ごとに一連番号を記入し、5年間保管すること。

別記様式第8号

地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会活動記録簿

番 号	月 日	推進委員名	活 動 内 容	措 置

交通企画課長 殿

警察署長

飲酒運転根絶活動推進委員活動状況報告書（ 月分）

1 飲酒運転根絶に関する広報啓発活動

月 日	実施人員	活 動 内 容	備 考
/			
/			
/			
/			
/			

2 飲酒運転をした者の家族等からの相談の受理

月 日	相談件数	活 動 内 容	備 考
/			
/			
/			
/			
/			

3 その他の飲酒運転の根絶に寄与する活動（各種行事等への参加を含む。）

月 日	実施人員	活 動 内 容	備 考
/			
/			
/			
/			
/			

別記様式第10号

飲酒運転根絶活動推進委員解嘱上申書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長

被 解 嘱 上 申 者	本 籍			
	住 所	電話 ()		
	ふりがな 氏 名	男 女	年 月 日生	(歳)
	委嘱状況	所 属 協 議 会 委 嘱 番 号	推 進 協 議 会 第 号	
解嘱に該当すると認められる事項				
備 考				

解 嘱 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会

印

あなたに委嘱した飲酒運転根絶活動推進委員の職は宮城県飲酒運転根絶に関する条例施行規則第9条の規定により解嘱したので通知します

飲酒運転根絶活動推進委員辞職承認上申書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

警察署長

辞 職 上 申 者	本 籍			
	住 所	電話 ()		
	ふりがな 氏 名	男 女	年 月 日生 (歳)	
	委嘱状況	所属協議会 推進協議会 委嘱番号 第 号		
辞 職 理 由				
備 考				

辞職承認通知書

年 月 日

住 所

殿

宮城県公安委員会

印

あなたに委嘱した飲酒運転根絶活動推進委員の職について、辞職の申出がありました。年 月 日
付けでこれを承認したので通知します